

商品概要説明書【山梨しんきん事業承継ローン】

平成 30 年 4 月 2 日現在

1. 商品名（愛称）	山梨しんきん事業承継ローン
2. ご利用いただける方	■当金庫エリア内に事業所がある後継者個人の方
3. お使いみち	<p>■承継する企業の株式や事業用資産を購入する際の資金</p> <p>■承継する企業の株式や事業用資産にかかる相続税等の納税資金</p> <p>■その他事業承継に関する必要な資金</p>
4. ご融資金額	■原則として資金使途の 90%以内かつ 5 千万円以内
5. ご融資期間	<p>■ 1 年以上 10 年以内（うち据置 1 年以内）</p> <p>※但し、不動産購入に関しては 20 年以内とします。</p> <p>※最終完済時は満 80 歳とします。（満 81 歳の誕生日の前日まで）</p>
6. ご融資利率	■当金庫所定の金利（変動金利）となります。
7. ご返済方法	■元金均等分割返済または元利均等分割返済
8. 担保	■個別の審査によります。
9. 保証人	■個別の審査によります。
10. 団体信用生命保険	<p>■付保していただきます。</p> <p>(1) 加入資格は借入予定日において、満 20 歳以上満 75 歳未満とします。</p> <p>(2) 最終完済時の年齢は満 80 歳とします。（満 81 歳の誕生日の前日まで）</p>
11. 必要な書類	<p>■運転免許証（運転免許証を徴求できない場合は個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証（注）など本人と確認できるもの）</p> <p>（注）健康保険証を徴求する場合は、保証基準とは別に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」において住民票抄本や公共料金の領収書の提示を受ける等の追加的な措置が定められています。</p> <p>※申込人が日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることを次のいずれかの書類で確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ・住民票抄本（在留資格の記載があるもの） <p>■年収が確認できる書類（公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告控など）</p>

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>■苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または本部お客様相談窓口（9時～17時、電話 0120-454-585）までお申し出ください。また、当金庫のほかに、全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）並びに関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話 03-5524-5671）でも苦情等のお申し出を受け付けております。</p> <p>■紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター及び山梨県弁護士会（電話：055-235-7202）が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、お客様相談窓口または全国しんきん相談所等へお申し出ください。</p>
<p>13. その他</p>	<p>■審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p>